

避難所運営マニュアル

様式

令和6年7月

喜多方市

様式目次

【別記】 「避難所における共通理解ルール（例）」	1
様式1 市救援班職員 避難所開設チェックリスト	2
様式2 鍵管理・緊急時連絡先一覧	3
様式3-1 避難所運営委員会系統図	4
様式3-2 避難所運営委員会名簿	5
様式4 応急危険度判定士の判定結果一覧	6
様式5 地震発生後の避難所施設被害状況チェックリスト	7
様式6 避難所運営委員会運営規約（案）	9
様式7 避難者カード	11
様式8-1 避難所状況報告書（初動期用）	15
様式8-2 避難所状況報告書（第 報）	17
様式9-1 物資依頼伝票	19
様式9-2 避難所物品受払簿	21
様式9-3 派遣職員依頼書	22
様式9-4 事務引継書	23
様式10-1 食料供給関係受信票 兼 処理票	24
様式10-2 食料処理台帳	25
様式10-3 食料・物資の分類（例）	26
様式11 「物資・食料などの配分方針」に関する伝達文（案）	28
様式12 避難所における情報伝達資機材等の例	29
様式13 情報伝達における要配慮者への対応（案）	29
様式14 「要配慮者」とされる市民	30
様式15 要配慮者の避難行動などの特徴と配慮した主な項目	31
様式16 避難所ペット登録台帳	32
様式17 避難所におけるペットの飼育ルール広報文（案）	33
様式18-1 避難所ボランティア受付表	34
様式18-2 ボランティア活動時の注意事項等（案）	35
様式19 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表	36

【別 記】 「避難所における共通理解ルール(例)」

この避難所における共通理解ルールは次のとおりです。

避難した方は、守るよう心がけてください。

喜多方市災害対策本部

- 1 この避難所は、地域の防災拠点です。
 - 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、施設の管理者、避難者の代表等からなる避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を組織します。
 - (1) 委員会は、毎日午前 時と午後 時に定例の会議を行います。
 - (2) 委員会の運営組織として、総務、被災者管理、情報広報、施設管理、食料物資、救護、衛生、ボランティアの各活動班を避難者等で組織します。
 - 3 避難所は、電気・水道・ガス等のライフラインが復旧する頃を目処に閉鎖します。
 - 4 避難者は、世帯や家族単位で登録する必要があります。
 - (1) 避難所を退所する時は、委員会に転居先を連絡してください。
 - (2) 犬、猫等のペットを室内に入れることは禁止します。また、他の避難者に迷惑がかからないようにしてください。
 - 5 ○○室等の施設管理や避難者全員のために必要となる部屋、または危険な部屋には避難できません。また、避難所では利用する部屋の移動を定期的に行います。
 - 6 食料・物資は、原則として全員に配給できるまでは配給をしません。
 - (1) 食料・生活物資は、避難者の組ごとに配給します。
 - (2) 特別な事情がある場合は、委員会の理解と協力を得てから行います。
 - (3) 配給は、避難所以外の近隣の人にも等しく行います。
 - (4) ミルク・おむつなど特別な要望は、○○室で対応します。
 - 7 消灯は、夜○○時です。
 - (1) 廊下・通路は点灯したままとし、体育館等は照明を落とします。
 - (2) ○○室等管理に必要な部屋は、防犯等のため点灯したままとします。
 - 8 放送は、夜○○時で終了とします。
 - 9 電話は、午前○○時から夜○○時まで、受信のみを行います。
 - (1) 放送により呼び出しを行います。
 - (2) 公衆電話は、緊急用とします。私用電話は臨時仮設電話を利用してください。
 - 10 トイレの清掃は、朝○○時、午後○○時に、避難者が交替で行うことにします。
 - (1) 清掃時間は、放送を行います。
 - (2) トイレの使用は、それぞれのトイレに掲示してある注意事項にしたがって使用することとします。
 - 11 飲酒・喫煙は、所定の場所以外では禁止します。
 - 12 ごみは、分別して指定された場所に出してください。
 - 13 各種伝達情報は、避難所の掲示板に貼り出します。
- 避難者の皆さんは、当番等を通じて自主的に避難所運営に参加してください。

※ ○○と下線部は避難所に応じて任意に設定します。

避難所設置後、速やかに掲示する等避難者に周知します。

様式 1

市救援班職員 避難所開設チェックリスト

項 目	対 応 項 目	確認
1 避難所への到着	・建物内外にいる避難者をまとめ、建物の安全確認をする	☐
2 施設管理者・市救援班職員の到着	・到着していない場合は、そのまま業務続行	☐
3 建物の安全確認 ※ 建物の安全確認が済むまで避難者を入れない (様式5)	・建物は傾いているか	☐
	・火災は発生しているか、ガス漏れはないか	☐
	・建物に大きなひび割れはないか	☐
	・窓ガラス等の危険な落下物があるか	☐
	・自動車乗り入れの規制	☐
4 避難所の本部を設置	・運營業務場所の安全確認	☐
5 設備・ライフライン確認	・電気・放送設備が使用できるか	☐
	・無線機が使用できるか	☐
	・上水道が使用できるか	☐
	・電話・FAXが使用できるか	☐
	・周辺の道路状況把握（避難者等からの情報収集）	☐
6 市災害対策本部への報告	・避難所設置及び状況について報告（様式8－1）	☐
7 避難者受入れスペースの確保・指定	・安全な部屋・スペースを確保し、避難者を誘導	☐
	・室内の整理等については避難者へ協力を依頼し処理	☐
8 避難者の登録	・避難者の世帯ごとの登録（様式7）	☐
9 避難者への説明	・避難所共通理解ルールの配布・説明	☐
	・トイレの使用場所・火気取扱について説明	☐
	・避難者の未登録者への登録依頼	☐
10 非常用設備・物資等の確認	・水・食料・物資・資機材等の確認	☐
	・非常用設備等の確認	☐
11 災害対策本部への要請事項の整理・報告	・不足食料・物資の整理・要請	☐
	・応援要員の要請	☐

様式 2

鍵管理・緊急時連絡先一覧

施設名〔 〕 年 月 日現在

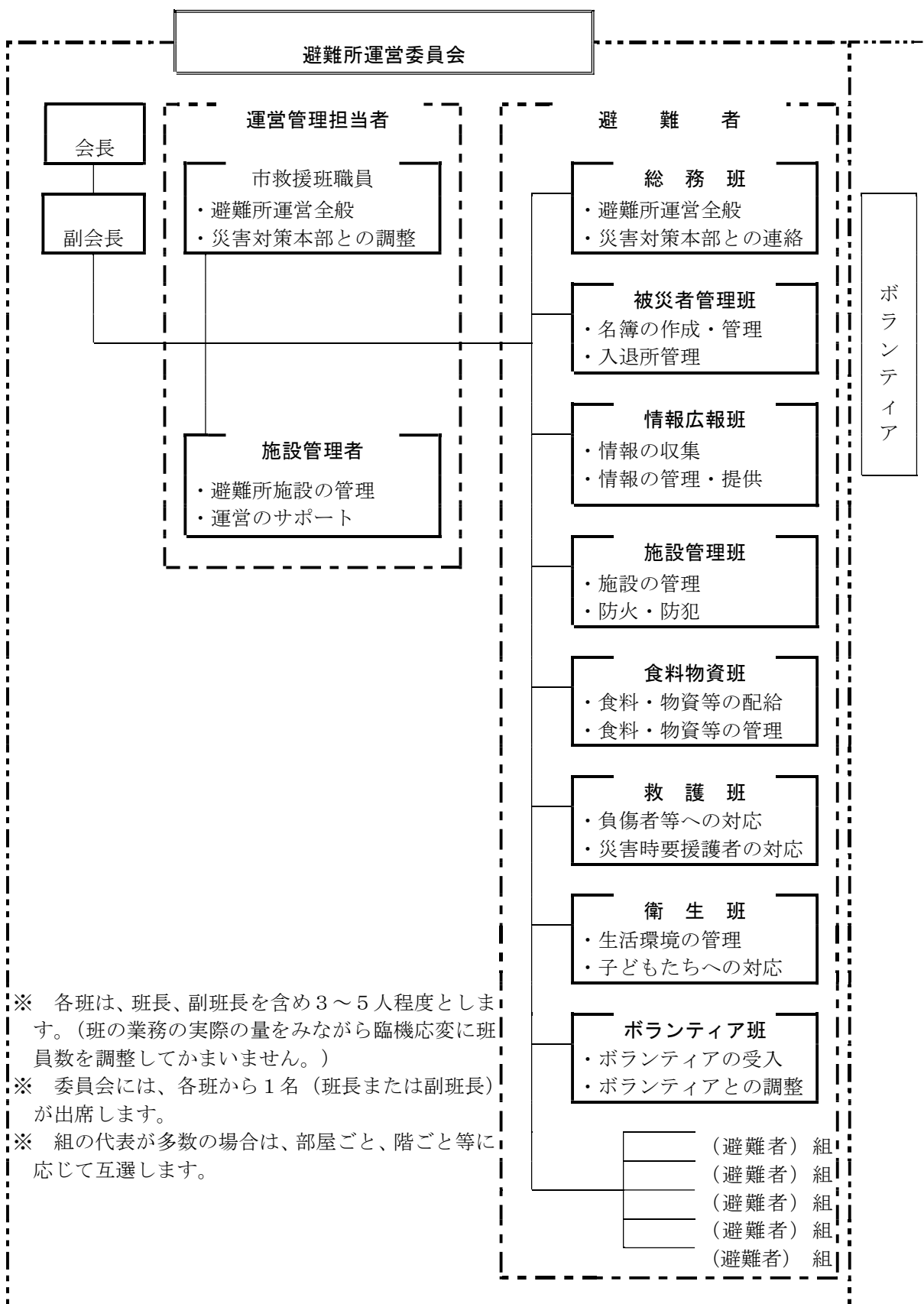
鍵の管理

喜多方市役所市民部危機管理課	TEL 0241-24-5221	FAX 0241-22-9571
熱塩加納総合支所住民課	TEL 0241-36-2111	FAX 0241-36-2191
塩川総合支所住民課	TEL 0241-27-2111	FAX 0241-27-2898
山都総合支所住民課	TEL 0241-38-3811	FAX 0241-38-3899
高郷総合支所住民課	TEL 0241-44-2111	FAX 0241-44-2369

避難所の緊急連絡先

①病院	〔 〕	TEL	FAX
	〔 〕	TEL	FAX
	〔 〕	TEL	FAX
	〔 〕	TEL	FAX
②消防署 消防団	〔 〕	TEL	FAX
	〔 〕	TEL	FAX
	〔 〕	TEL	FAX
③警察	〔 〕	TEL	FAX
	〔 〕	TEL	FAX
④電気	〔 〕	TEL	FAX
	〔 〕	TEL	FAX
⑤ガス	〔 〕	TEL	FAX
	〔 〕	TEL	FAX
⑥上水道	〔 〕	TEL	FAX
	〔 〕	TEL	FAX

避難所運営委員会系統図



避難所運営委員会名簿

年 月 日現在

<運営管理責任者>

会 長		
副 会 長		
市援班職員		
施設管理者		

<避難所活動班> (各班長 1 名に◎印、副班長 1 名に○印を記入)

班 名	氏 名	(避難者)組名	氏 名	(避難者)組名
総 務 班				
被災者管理班				
情報広報班				
施設管理班				
食料物資班				
救 護 班				
衛 生 班				
ボランティア班				

様式 4

応急危険度判定士の判定結果一覧

判 定	判 定 内 容	避難所の使用判断
「安 全」（緑のシート）	・使用可能	使用可
「要 注 意」（黄のシート）	・必要な改修工事を行い、その完成検査に合格し引き渡しを受ければ使用可能	使用要検討
「危 険」（赤のシート）	・改築または大規模な補強工事を行わなければ使用できない	使用不可

地震発生後の避難所施設被害状況チェックリスト
(鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物等の応急危険度判定調査表)

調 査	調査方法： 1 外観調査のみ実施 2 内観調査も併せて実施	調査方法
-----	----------------------------------	------

(※ 下記に該当する場合は、該当事項に○印を付け、危険と判定して調査を終了。総合判定へ)

1	建築物全体または一部の崩落・落階	
2	基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ	
3	建築物全体または一部の著しい傾斜	1
4	その他（　　　　　　　　　　　）	

		Aランク	Bランク	Cランク
判定 (1)	①損傷度Ⅲ以上の 損傷部材の有 無	1 なし	2 あり	

判定	②隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1 危険なし	2 不明確	3 危険あり	②
	③地盤破壊による建築物全体の沈下	1 0.2m 以下	2 0.2m～1.0m	3 1.0m 超	③
	④不同沈下による建築物全体の傾斜	1 1/60 以下	2 1/60～1/30	3 1/30 超	④
	柱の被害〔下記⑤⑥：被害最大の階 階〕（壁構造の場合：柱を壁の長さに読み替える）				
(2)	⑤損傷度Ⅴの 柱本数／調査柱本数	損傷度Ⅴの柱総数 1 1%以下	本 調査柱 2 1%～10%	本（調査率 %） 3 10%超	⑤
	⑥損傷度Ⅳの 柱本数／調査柱本数	損傷度Ⅳの柱総数 1 10%以下	本 調査柱 2 10%～20%	本（調査率 %） 3 20%超	⑥
	判定（2）	1 調査済 全部Aの場合	2 要注意 Bが一つの場合	3 危険 Cが1以上 又はBが2以上	判定

危険度の判定 判定(1)と判定(2)のうち大きな方の危険度で判定する	1 調査済み (要内観調査)	2 要注意	3 危険	判定
---------------------------------------	-------------------	-------	------	---

様式 5 (続き)

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク	
①窓枠・窓ガラス	1 ほとんど無被害	2 歪み、ひび割れ	3 落下の危険あり	①
②外装材 湿式の場合	1 ほとんど無被害	2 部分的なひび割れ、隙間	3 顕著なひび割れ、はく離	②
③外装材 乾式の場合	1 目地の亀裂程度	2 板に隙間	3 顕著な目地ずれ、板破壊	③
④看板・機器類	1 傾斜なし	2 わずかな傾斜	3 落下の危険あり	④
⑤屋外階段	1 傾斜なし	2 わずかな傾斜	3 明瞭な傾斜	⑤
⑥その他 ()	1 安全	2 要注意	3 危険	⑥
危険度の判定	1 調査済み 全部Aランク	2 要注意 Bが1つ以上	3 危険 Cが1つ以上	判定

総合判定

調査の1で危険と判定された場合は危険、
それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。

1 調査済み (緑) 2 要注意 (黄) 3 危険 (赤)

総合判定

コメント (構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。)

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

損 傷 度 分 類	
損傷度Ⅲ	比較的大きなひび割れ (ひび割れ 2 mm程度) が生じているが、コンクリートのはく離は極めてわずかである。
損傷度Ⅳ	大きなひび割れ (ひび割れ 2 mm以上) が多数生じ、コンクリートのはく離も激しく、鉄筋がかなり露出している。
損傷度Ⅴ	鉄筋の座屈や破断、破壊面に沿ってコンクリートのつぶれやずれ、及び柱の高さ方向の変形が生じている。開口部ではサッシが曲がり、床が沈下している。

様式 6

_____避難所運営委員会運営規約（案）

（目的）

第 1 自主的で円滑な避難所の運営が行われることを目的として、_____避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（構成員）

第 2 委員会の構成員は、次のとおりとする。

- 一 避難者で編成する「（避難者）組」の代表者
- 二 市救援班職員
- 三 施設管理者
- 四 避難所で具体的な業務を運営する班の代表者

2 前項の規定にかかわらず、（避難者）組の代表者数が多い場合には、互選により委員会への出席者を選ぶことができる。

3 委員会で承認されたときは、行政区等の役員や継続的に活動するボランティア団体のリーダーは、委員会に出席し意見を述べるができる。

（廃止）

第 3 委員会は、電気、水道等のライフラインの復旧時を目処とする避難所閉鎖の日に廃止する。

（任務）

第 4 委員会は、避難所の運営に必要な事項を協議する。

2 委員会は、毎日、午前____時と午後____時に定例会議を行うこととする。

3 委員会は、具体的な業務を執行するために、避難者で編成する総務班、被災者管理班、情報広報班、施設管理班、食料物資班、救護班、衛生班、ボランティア班及びその他の班を設置する。

4 各活動班の班長は、第 2 条第 1 項に基づき、委員会に出席する。

（役員）

第 5 委員会に、委員の互選による会長 1 名、副会長 ____ 名を置く。

2 会長は、委員会の業務を総括し、副会長は会長を補佐する。

（総務班の業務）

第 6 総務班は、主として市災害対策本部との連絡調整、避難所の管理、報道機関等への対応、その他、他の班の業務の属さないことに関するを行う。

2 総務班は、委員会の事務局を勤める。

（被災者管理班）

第 7 被災者管理班は、避難者の名簿の作成・管理、安否確認への対応、郵便物等の取り次ぎ等に関するを行う。

2 被災者管理班は、近隣の在宅被災者についても把握に努める。

3 避難者名簿は、世帯ごとに作成する。

（情報広報班）

第 8 情報広報班は、情報収集、情報発信、情報伝達等に関するを行う。

（施設管理班）

第 9 施設管理班は、避難所の安全確認と危険箇所への対応、防火・防犯等に関するを行う。

(食料物資班)

第10 食料物資班は、食料・物資の調達、受入れ、管理、配布等に関するを行う。

2 食料・物資の配布は、公平性の確保に最大限配慮して行う。

3 配布は、(避難者)組ごとに行うことを原則とする。

4 避難者以外の近隣の在宅被災者にも等しく食料等を配布する。

(救護班)

第11 救護班は、医療・介護活動等に関するを行う。

2 救護班は、要配慮者等特別のニーズのある被災者への支援を行う。

3 避難所内の子どもの保育、活動の支援を行う。

(衛生班)

第12 衛生班は、ごみ、風呂、トイレ、掃除、衛生管理、ペット、生活用水等に関するを行う。

(ボランティア班)

第13 ボランティア班は、ボランティアの受入れ、管理等に関するを行う。

(その他)

第14 この規約に定められていないことや、定めたことに疑義が生じた場合は、その都度委員会で協議して決定するものとする。

附 則

この規約は、 年 月 日から施行する。

様式 7

避難者 → 被災者管理班

(避難所名)

No

様式 7 (続き)

【ご家族情報つづき】														
	(ふりがな)		血液型・年齢	性別	病気・怪我	妊産婦	乳幼児	障がい者				要介護	医療機器	アレルギー
	氏	名						身体	療育	精神	その他			
ご家族同居人	⑤													
						食料・物資	必要 () / 不要							
		生年月日				安否確認	公開 / 非公開		行方不明					
					情報公開	公共 / 支援団体 / メディア / すべて								
	生年月日													
	⑥													
						食料・物資	必要 () / 不要							
		生年月日				安否確認	公開 / 非公開		行方不明					
					情報公開	公共 / 支援団体 / メディア / すべて								
	生年月日													
	⑦													
						食料・物資	必要 () / 不要							
		生年月日				安否確認	公開 / 非公開		行方不明					
				情報公開	公共 / 支援団体 / メディア / すべて									
生年月日														
⑧														
					食料・物資	必要 () / 不要								
	生年月日				安否確認	公開 / 非公開		行方不明						
				情報公開	公共 / 支援団体 / メディア / すべて									
生年月日														
ペット連れの有無	有	数	種類・雄雌の別		備考(マイクロチップの有無、持病、要望等)									
	無													
その他特記事項あれば記入してください。														
車で避難した場合	車両ナンバー			車種			色							
親族等連絡先	住所	〒												
	氏名				連絡先									

様式 7 (記入例)

避難者 → 被災者管理班

(避難所名	〇〇小学校体育館)
No	〇〇〇

様式 7 (記入例続き)

【ご家族情報つき】															
	(ふりがな)		血液型	年齢	性別	病気・怪我	妊産婦	乳幼児	障がい者				要介護	医療機器	アレルギー
	氏	名							身体	療育	精神	その他			
ご家族同居人	⑤														
	⑥														
		生年月日													
	⑦														
		生年月日													
	⑧														
		生年月日													
有 無 数 2 種類・雄雌の別 犬(柴犬[茶]) 1匹 猫(グレー) 1匹 備考(マイクロチップの有無、持病、要望等) ドックフードとキャットフードが必要 ※アレルギーなし															
車種 ホンダ フィット 色 黒															
住所 〒 102-0000 東京都〇〇区〇〇〇〇															
氏名 福島 次郎 連絡先 03-0000-0000															

その他特記事項あれば記入してください。

避難所状況報告書（初動期用）※福祉避難所含む

災害対策本部 : FAX () TEL ()

避難所名				開設日時	年 月 日 時 分	避難種別	勧告・指示・自主避難 準備情報	閉鎖日時	年 月 日 時 分						
第 1 報（参集後すぐ）				第 2 報（3 時間後）				第 3 報（6 時間後）							
送信者名				送信者名				送信者名							
災害対策本部受信者名				災害対策本部受信者名				災害対策本部受信者							
報告日時	月 日 時 分	報告日時	月 日 時 分	報告日時	月 日 時 分	報告日時	月 日 時 分	報告日時	月 日 時 分						
受信手段	FAX・電話・伝令・その他（ ）	受信手段	FAX・電話・伝令・その他（ ）	受信手段	FAX・電話・伝令・その他（ ）	受信手段	FAX・電話・伝令・その他（ ）	受信手段	FAX・電話・伝令・その他（ ）						
受信先番号		受信先番号		受信先番号		受信先番号		受信先番号							
人 数	約 人	人 数	約 人	人 数	約 人	人 数	約 人	人 数	約 人						
世 帯	約 世帯	世 帯	約 世帯	世 帯	約 世帯	世 帯	約 世帯	世 帯	約 世帯						
周 辺 状 況	建物安全確認	未実施・安全・要注意・危険		周 辺 状 況	建物安全確認	未実施・安全・要注意・危険		周 辺 状 況	建物安全確認	未実施・安全・要注意・危険					
	人命救助	不要・必要（約 人）・不明			人命救助	不要・必要（約 人）・不明			人命救助	不要・必要（約 人）・不明					
	延 焼	なし・延焼中（約 件）・大火の危険			延 焼	なし・延焼中（約 件）・大火の危険			延 焼	なし・延焼中（約 件）・大火の危険					
	土砂崩れ	未発見・あり・警戒中			土砂崩れ	未発見・あり・警戒中			土砂崩れ	未発見・あり・警戒中					
	ライフライン	断水・停電・ガス停止・電話不通			ライフライン	断水・停電・ガス停止・電話不通			ライフライン	断水・停電・ガス停止・電話不通					
	道路状況	通行可・渋滞・片側通行・通行不可			道路状況	通行可・渋滞・片側通行・通行不可			道路状況	通行可・渋滞・片側通行・通行不可					
	建物崩壊	ほとんどなし・あり（約 件）・不明			建物崩壊	ほとんどなし・あり（約 件）・不明			建物崩壊	ほとんどなし・あり（約 件）・不明					
※ 第 1 報においては、わかるものだけでよい。				避難者数増減見込み				増加 ・ 減少 ・ 変化なし		避難者数増減見込み		増加 ・ 減少 ・ 変化なし			
緊急を要する事項（具体的に箇条書き）				緊急を要する事項（具体的に箇条書き）				緊急を要する事項（具体的に箇条書き）				緊急を要する事項（具体的に箇条書き）			
建物安全確認で危険と判定された時の対応措置（具体的に箇条書き）				建物安全確認で危険と判定された時の対応措置（具体的に箇条書き）				建物安全確認で危険と判定された時の対応措置（具体的に箇条書き）				建物安全確認で危険と判定された時の対応措置（具体的に箇条書き）			
参集した市救援班職員				参集した市救援班職員				参集した市救援班職員				参集した市救援班職員			
参集した施設管理者				参集した施設管理者				参集した施設管理者				参集した施設管理者			

様式 8－1 避難状況報告書の使用方法と注意事項

第 1 報～第 3 報は、同じ用紙に記入すること。

〔第 1 報〕

- 市救援班職員は、避難所に到着したら、速やかに第 1 報を災害対策本部に報告する。
- 「受信手段」は、避難所で受信可能な方法を選択して○印を付けること。
- 避難所から、FAX や電話により災害対策本部に連絡できないときは、伝令により連絡する。
- 地域の被害状況のうち「火災発生状況」は、避難所管内地域の状況を記入し、その他の周辺地域の情報は、「緊急を要する事態」欄に発生地区名、状況を記入する。
- 「人命救助」の可否については、何カ所、何名くらいの救助の必要があるのか推定して記入すること。
- 「電力」、「断水」等の被害や「道路状況」については、避難者から登録の際にその内容をまとめ、記載する。
- 「世帯数」は、様式 7 が世帯ごとに作成されるので、その枚数により回答することも可能。

〔第 2 報〕

- 市救援班職員は、災害発生後概ね 3 時間以内に第 2 報を災害対策本部に報告する。
- 第 2 報では、避難者が増加しているか否か、受入れ能力を超えているか否かについても報告する。
- 「人的被害」の状況についても記入する。

〔第 3 報〕

- 市救援班職員は、災害発生後概ね 6 時間以内に第 3 報を災害対策本部に報告する。
- 報告内容は、第 2 報と同様とする。
- 避難所を閉鎖した場合には、この様式により、速やかに災害対策本部に報告する。

この報告用紙は、保管する。

避難所状況報告書（第 報）

※福祉避難所含む

避難所名					
送信者名		災害対策本部受信者名			
報告日時		避難所 FAX・TEL			
世帯数		現 在 数 (A)	前日数 (B)	差引増減 (A-B)	
内 訳	避難者	(※) 世帯	(※) 世帯	(※) 世帯	
	被災者	(※) 世帯	(※) 世帯	(※) 世帯	
	合 計	(※) 世帯	(※) 世帯	(※) 世帯	
人 数		現 在 数 (A)	前日数 (B)	差引増減 (A-B)	
内 訳	避難者	(※) 人	(※) 人	(※) 人	
	被災者	(※) 人	(※) 人	(※) 人	
	合 計	(※) 人	(※) 人	(※) 人	
運 営 状 況	(避難者)組	編成済み・未編成	地 域 状 況	土砂崩れ	未発見・あり・警戒中
	避難所運営委員会	設置済み・未編成		ライフライン	断水・停電・ガス停止・電話不通
	活 動 班	編成済み・未編成		道路状況	通行可・渋滞・片側通行・通行不可
避難所運営委員会 会長名・連絡先		TEL		FAX	
避難所運営委員会		対 応 状 況		今後の要求、展開	
連 絡 事 項	総 務 班				
	被災者管理班				
	情報広報班				
	施設管理班				
	食料物資班				
	救 護 班				
	衛 生 班				
	ボランティア班				
	市救援班職員				
施設管理者					
対処すべき事項、予見される事項（水・食料の過不足 物資の過不足 風邪等の発生状況 避難所の生活環境 等）					

※ () 内には屋外避難者、車中避難者等を記入すること。

様式 8－2 「避難所状況報告書」記載要領

※ 毎日 時に、災害対策本部に報告すること。

※ 避難所開設から第 3 報（6 時間後）までは、様式 8－1（初動期用）により報告すること。

○ 「連絡事項」欄には、各班の活動において発生した問題や、その解決策等を記入し、他の避難所の運営活動の参考となるようにする。

○ 物資と食料については、別紙様式を使用する。

（注）

「避難者」・・・自宅が破壊されて住めなくなり、避難所で生活している者

「被災者」・・・自宅に住むことはできるが、ライフラインの不通等の理由で生活できないため、避難所で生活している者

避難所 → 災害対策本部 → 業者 → 災害対策本部

物資依頼伝票

①	発信日時 月 日 時 分					②	発注先業者名 FAX (TEL)		
	ふりがな 避難所名						伝票 No 伝票枚数		
	避難所住所 FAX・TEL						受付日時 月 日 時 分 AM・PM		
	発注依頼者 (役職名) FAX TEL						本部受信者名 FAX・TEL		
	No	商 品 コード	品 名	サイズ 等	数量		単 位 個・箱 ケース	備 考	個 口
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

- 一行につき一品、サイズごとに記入し、数量はキリのいい数で注文してください。
- 性別等は「サイズなど」欄に記入してください。
- 食料物資班の担当者は、この伝票に記入し、市救援班職員に要請してください。
- 市救援班職員は、原則としてFAXで災害対策本部に要請してください。
- FAXが使用できない場合は、必ず控えを残しておいてください。
- 食料物資班は、受領時に「避難所用物品受払簿」に記入してください。

個口合計

③	出荷日時 月 日 AM・PM 時 分					④		
	配達者名 FAX TEL						避難所 受 領 サイン	
	お届け日時 月 日 AM・PM 時 分							

様式 9-1 「物資依頼伝票」記載方法及び使用方法

1 避難所では、伝票の①の枠内に必要事項を記入する。

- (1) 食料物資班は、伝票に記入するときは同一品種、サイズごとに記入する。
- (2) 食料物資班は、伝票を物資ごとの品名の「受払簿」に伝票 No と依頼数量等を転記する。
- (3) 転記後は、伝票を市救援班職員に渡す。
- (4) 市救援班職員は、食料物資班から受けた「物資依頼伝票」に必要事項を記入の上、発注依頼者欄に署名して、市物資班職員に伝票を送付する。

2 災害対策本部では、伝票の②の枠内に必要事項を記入する。

- (1) 市物資班職員は、伝票の内容を品名ごとの「受取簿」に記入する。
- (2) 発送時には、その内容を台帳及び伝票に記入する。
- (3) 発送担当者に伝票を渡す。

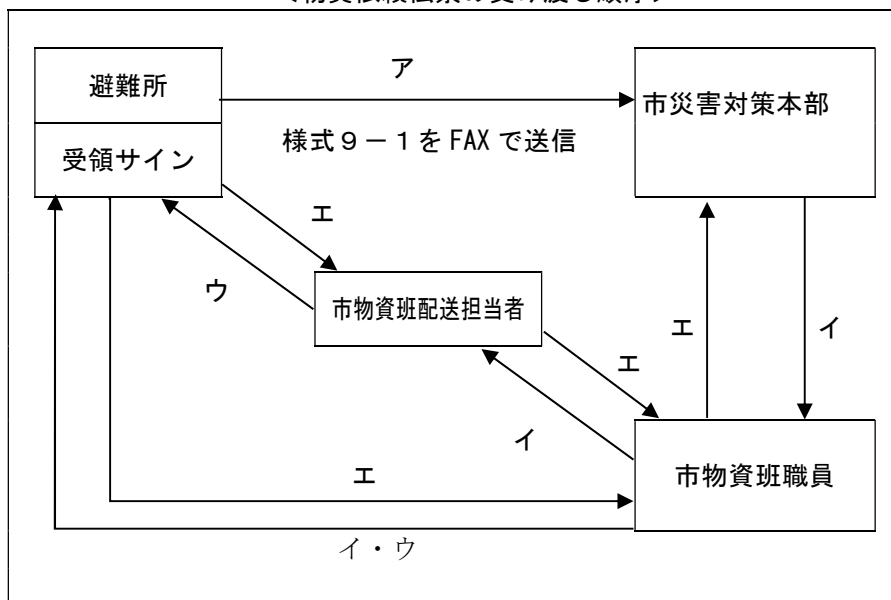
3 市物資班配送担当者は、伝票③の枠内に必要事項を記入する。

- (1) 市物資班配送担当者は、伝票の④の枠内に避難所の市救援班職員のサインを得てから物資を渡す。
- (2) 市救援班職員が不在の時は、食料物資班の班長のサインを受ける。
- (3) 市物資班配送担当者は、伝票を市物資班職員に渡す。
- (4) サインをした食料物資班の班長は、その旨を市救援班職員に連絡する。
- (5) 食料物資班は「受払簿」に数量等を記入する。

4 市物資班職員は、台帳にその内容を記入し、台帳と伝票とを保管する。

5 市物資班職員が直接配送するときは、市物資班配送担当者と同様の記入を行う。

<物資依頼伝票の受け渡し順序>



※ 各担当者は、確実に伝票の受け渡しを行うこと。

避難所物品受払簿

避 難 所 名								
品名	大分類				単位呼称			
	中分類				商品コード			
	小分類							
年月日	受 入 先	払 出 先	受	払	残	記入者	備 考	
月 日現在における 数量の合計		受 入		払 出		残 高		

※ この用紙は、避難所で保管しておく。

※ 代金の決済が必要な場合は、備考欄のところに「支払伝票の No 」を記入する。

避難所 → 災害対策本部

派遣職員依頼書

発 信 日 時	月 日 時 分
避 難 所 名	
避 難 所 住 所	
依 頼 者	FAX TEL
依 頼 内 容	
自治体職員等関係	(派遣が必要な業務の内容・人数等を具体的に記入)
ボランティア関係	(派遣が必要な業務の内容・人数等を具体的に記入)

災害対策本部 → 避難所

発 信 日 時	月 日 時 分
災害対策本部発信者名	FAX TEL
回 答 内 容	
自治体職員等関係	
ボランティア関係	

様式 9 - 4

事 務 引 継 書

避 難 所 名		
引 継 日 時	月 日	時 分
引 継 者	前 任 者	後 任 者
避難収容者の 移動状況		
避難者からの 要望事項		
行政等の 対応状況		
ボランティアの 対応状況		
避難所運営委員会 の運営状況		
その他		

避難所（保管） → 災害対策本部 → 本部物資班担当者（保管）

食料供給関係受信票 兼 処理票

No

避難所	発信日時	月 日 AM・PM 時 分				
	避難所	避難所名・住所				
		発注依頼者	FAX TEL			
	依頼	避難者用	食			
		在宅被災者用	食	合計	食	食
所	その他の依頼内容					
災害対策本部	受信者名		災害対策本部物資班 受信票受取者名			
	処理日時 月 日 AM・PM 時 分					処理担当者
	処理結果・内容					
	避難者用 食					
	在宅被災者用 食 合計 食 食 (うち やわらかい食事 食)					
	発注業者 FAX TEL					
	配送業者 FAX TEL					
到着確認時間 月 日 AM・PM 時 分					処理担当者	

- ※ 依頼はFAXで行うことを原則とし、FAXが使用できない場合は、必ず控えを残す。
- ※ 避難所の市救援班職員は、受領時にその旨を災害対策本部へ連絡する。
- ※ 災害対策本部の担当者は、受領確認時に「食料処理台帳」へ記入する。
- ※ 避難者用の中には、市救援班職員や施設管理者等の人数も含めるものとする。

様式 10-2

食料処理台帳

No

避難所名	発注業者名	数量(食)	発注時刻	到着確認時刻	記入者	備考
		合 計				

- ※ この用紙は、災害対策本部が使用し、保管する。
※ 備考欄には、「食料供給関係受信票兼処理票」のNoを記入する。

食料・物資の分類（例）

1 食料

事 項	大 分 類	中 分 類	小 分 類
1 食料	(1) 長期保存可能食品	①米 ②レトルト飯 ③乾パン ④インスタント麺 ⑤インスタントスープ ⑥缶詰	
	(2) 炊き出し用食品	①生肉 ②野菜 ③生卵 ④練り製品 ⑤生麺 ⑥果物	
	(3) 飲料	①水 ②お茶・ウーロン茶 ③ジュース ④コーヒー	
	(4) 調味料	①醤油 ②塩 ③砂糖 ④その他	
	(5) その他	①粉ミルク ②離乳食 ③菓子 ④その他	

2-1 生活物資（衣類・寝具類）

事 項	大 分 類	中 分 類	小 分 類
2 生活物資	(1) 衣料品 ※ 衣料品は、小分類した後、さらに、サイズ（S・M・L）で小分けします。	①男性衣類	アイ 上着 ウ ズボン・スカート エ 下着 オ 靴下・ストッキング カ バジャマ キ 防寒具 ク ベビー服 ケ 雨具 その他
		②女性衣類	
		③子ども衣類	
		④その他	アイ 靴 ウ スリッパ エ 軍手・手袋 その他
	(2) 寝具類	①毛布 ②布団 ③シーツ ④タオルケット ⑤簡易ベッド	

様式１０－３（続き）

２－２ 生活物資（その他）

事 項	大 分 類	中 分 類	小 分 類
２ 生活物資	(3) 生活用品	①生理用品 ②大人用おむつ ③子供用おむつ ④ティッシュペーパー ⑤トイレットペーパー ⑥石鹸 ⑦洗剤 ⑧シャンプー・リンス ⑨歯ブラシ ⑩歯磨き ⑪タオル ⑫バスタオル ⑬バケツ ⑭洗面器 ⑮救急用医薬品 ⑯その他	
	(4) 台所用品	①鍋・フライパン ②包丁 ③皿 ④茶碗 ⑤やかん ⑥箸・フォーク・スプーン ⑦ほ乳瓶 ⑧簡易コンロ ⑨炊飯器 ⑩その他	
	(5) 事務用品	①鉛筆・シャープペン ②ボールペン・マジック ③その他	
	(6) 生活資機材	①懐中電灯 ②乾電池 ③傘 ④ビニールシート ⑤テント ⑥簡易トイレ ⑦テレビ ⑧ラジオ ⑨その他	
	(7) 機械・器具類	①扇風機 ②暖房機・ストーブ ③発電機 ④投光器 ⑤その他	

「物資・食料などの配分方針」に関する伝達文（案）

- 1 物資・食料・水などは公平に配分します。
- 2 数量が不足する物資などは、その物資などの内容を問わず、高齢者・障がい者・子ども・大人の順に配分します。
- 3 物資・食料の配布は、各（避難者）組の代表者の方にお渡ししますので、各組内で分配するようにしてください。
- 4 物資などの配布は、原則毎日 時頃に、場所は で食料物資班が配布しますので、秩序を持って班員の指示に従い受け取ってください。
- 5 配布する物資などの内容、数量は、その都度、放送、掲示などでお伝えします。
- 6 各自必要な物資などは、避難所運営委員会の物資窓口に申し込んでください。在庫がある場合はその場でお渡ししますが、在庫が無い場合は災害対策本部へ要請します。入荷状況については後日窓口で確認してください。

様式 1 2

避難所における情報伝達資機材等の例

時期	必要となる主な情報	必要な機材等
初期	・ 安否情報 ・ 医療救護情報 ・ 被害情報 ・ ライフライン等の被害情報・復旧情報 ・ 水・食料等の生活物資供給情報 ・ 埋葬等に関する情報	・ 電話（一般電話、衛星電話、携帯電話）、F A X ・ パソコン（Wi-Fi 等の通信用機器類含む） ・ テレビ・ラジオ ・ 複写機 ・ 掲示板 ・ 連絡用自転車・バイク ・ 非常用電源（発電機・バッテリー）
展開以降	・ ライフライン等の復旧情報 ・ 応急仮設住宅等に関する情報 ・ 住宅修理等に関する情報 ・ 生活再建に関する情報 ・ 雇用等に関する情報 ・ 子どもの教育に関する情報	・ 上記と同様 ・ 特設公衆電話・F A X

様式 1 3

情報伝達における要配慮者への対応（案）

〔視覚障がい者〕 ・ 点字による掲示 ・ トイレへの案内用のロープ設置等の工夫 〔聴覚障がい者〕 ・ 文字や光による伝達方法（例えば、呼び出しの際にランプを点滅させて知らせる等の工夫） 〔外国人〕 ・ 通訳者の確保（ボランティア等の協力） ・ 翻訳機、パソコンの翻訳ソフトの活用による伝達方法の検討 ・ 漢字にふりがなをつける 〔高齢者〕 ・ 大きな文字による掲示

「要配慮者」とされる市民

要 配 慮 者 と さ れ る 市 民	○ 障がいを持つ市民	肢体不自由、視覚障がい、聴覚・言語障がい、人工透析利用者等の内部障がい、てんかん、自閉症、知的障がい、精神障がい、難病者、医療的ケア児者等の障がいを持たない市民に比べて著しい環境不応やコミュニケーション障がいを生じる可能性が高い市民
	○ 高齢者・乳幼児・子ども	障がいはないが、急激な環境変化に対応困難な市民
	○ 妊産婦・けがや病気の療養者・アレルギー等の慢性疾患を有する者	一時的な環境の変化によるハンディキャップを負う可能性が高い市民
	○ 外国人、他	災害時におけるコミュニケーション障がいや住変化により生活習慣に不応を生じやすい市民
	○ 性的マイノリティ	性自認や性的指向など性に関する固定観念や偏見により、困難な立場に置かれている市民

様式 15

要配慮者の避難行動などの特徴と配慮した主な項目

区 分	避難行動などの特徴と主な配慮事項
①肢体不自由者 寝たきり高齢者	移動の困難性があり、災害の認知が遅れる可能性がある。 介助者との対応が困難になるおそれがあり、見知らぬ介護者へのストレス、福祉機器、補助具がない場合には移動なども大きな制約があり、室内外への移動空間、トイレ、入浴設備などに物的配慮が必要である。介助者、家族との共同避難が遅れやすいので、家族や介助者の避難も制約される。
②視覚障がい者	単独での移動が概ね困難であり、避難時の移動は極端に制約される。災害の認知が遅れやすく、災害状況の把握が難しいため、危険からの回避が遅れやすい。災害時には聴覚からの情報収集が不可欠で日常的な生活空間でも自力避難は困難である。
③聴覚・言語障がい者	災害時の情報入手が困難で、災害の認知が遅れやすい。視覚的情報が避難の際に重要となる。避難空間でのコミュニケーション支援が不可欠で危険からの回避が遅れやすい。
④内部障がい者・難病者 ・医療的ケア児者	避難時に常用薬が欠かせない。避難行動が遅れやすく、自力避難や移動が困難な場合もあり避難環境の整備が必要である。
⑤精神障がい者	災害ショックや環境変化に留意。避難時に常用薬が欠かせない。周囲との適切なコミュニケーションが不可欠で、避難所の設備・環境にも配慮が必要である。
⑥てんかん	単身での避難や、災害状況把握が困難である。災害ショックや環境変化による発作に留意する必要がある。室内環境にも配慮する。
⑦自閉症・知的障がい者	単身での避難や、災害状況把握が困難である。災害ショックや環境変化によるストレスに配慮し、適切な介助者が不可欠となる。介助者を含む避難が規制されやすく、避難所の設備・環境にも配慮する必要がある。
⑧乳幼児・子ども・妊産婦・けが・病気の傷病者	単身での避難や、災害状況把握が困難である。災害ショックや環境変化によるストレスに配慮。適切な介助者が不可欠で、介助者を含め避難が制約されやすい。避難所の設備・環境にも配慮が必要である。特に、妊婦は避難中の産気に注意。
⑨単身高齢者	避難や移動の困難性があり、適切な状況把握が困難である。災害ショックや環境変化によるストレスに配慮する。介助者を必要とする場合があり避難所の設備・環境にも配慮を要する。
⑩外国人・旅行者など	適切な状況把握が困難で、緊急時の連絡、情報伝達方法を明確にする必要がある。多様な言語や、難しい言葉を分かりやすく言い換えた「やさしい日本語」を活用した避難所マニュアルの作成。災害ショックや環境変化によるストレスに配慮すべきである。
⑪性的マイノリティ	周囲からの理解の欠如、周囲に話せないつらさや話すことへの不安により生活上の困難を抱えやすい。男女問わず利用できるスペースの確保やプライバシーへの配慮が必要である。

様式 16

避難所ペット登録台帳

避難所名				No						
No	飼 育 者	登録日	退所日	種 類	性別	体格	毛色	ペット名	マイクロチップの有無 (無の場合は、 鑑札No.)	
	氏名 : 住所 : 電話 :				オス メス					
	氏名 : 住所 : 電話 :				オス メス					
	氏名 : 住所 : 電話 :				オス メス					
	氏名 : 住所 : 電話 :				オス メス					
	氏名 : 住所 : 電話 :				オス メス					
	氏名 : 住所 : 電話 :				オス メス					
	氏名 : 住所 : 電話 :				オス メス					
	氏名 : 住所 : 電話 :				オス メス					
	氏名 : 住所 : 電話 :				オス メス					
	氏名 : 住所 : 電話 :				オス メス					
	氏名 : 住所 :				オス					

避難所におけるペットの飼育ルール広報文（案）

ペットの飼い主の皆さんへ

避難所では、多くの人が共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆さんは、次のことを守って避難所生活を送ってください。

- ① ペットは、指定された場所に必ずつなぐか、ケージの中で飼ってください。
- ② 飼育場所や施設は、飼い主の手によって常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
- ③ ペットに関する苦情の予防、危害の防止に努めてください。
- ④ 指定された場所で必ず排便させ、後始末を行ってください。
- ⑤ 給餌器は、使用の都度きれいに片づけてください。
- ⑥ ノミ・ダニの駆除などペットの健康管理に努めてください。
- ⑦ 運動やブラッシングは、必ず決められた場所で行ってください。
- ⑧ 飼育困難な場合は、専用の施設等への一時預かり等を検討してください。
- ⑨ 他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかに避難所運営委員会（総務班または衛生班）まで届け出てください。

・ペットには所有明示をしましょう。

避難所ボランティア受付表

避難所名		受付年月日		年 月 日	
No	氏名・住所・電話	性別	職 業	過去のボランティア経験の有無とその内容	
	氏名： 住所： 電話：	男 女		有 無	(活動内容)
	氏名： 住所： 電話：	男 女		有 無	(活動内容)
	氏名： 住所： 電話：	男 女		有 無	(活動内容)
	氏名： 住所： 電話：	男 女		有 無	(活動内容)
	氏名： 住所： 電話：	男 女		有 無	(活動内容)
	氏名： 住所： 電話：	男 女		有 無	(活動内容)
	氏名： 住所： 電話：	男 女		有 無	(活動内容)
	氏名： 住所： 電話：	男 女		有 無	(活動内容)
	氏名： 住所： 電話：	男 女		有 無	(活動内容)
	氏名： 住所： 電話：	男 女		有 無	(活動内容)

ボランティア活動時の注意事項等（案）

ボランティアの皆さまへ

ボランティアセンター

このたびはボランティア活動に参加いただき、ありがとうございます。
皆様に安全に、また気持ちよく活動していただくために、以下の各項目について、活動の際の留意点としてご確認いただきますようお願いいたします。

1 ボランティア保険への加入はお済みですか？

ボランティア活動時には、必ず保険への加入をお願いします。保険へ加入していない場合は、ボランティアセンターへお問い合わせの上、保険加入をお願いいたします。

※ ボランティア保険には、全国社会福祉協議会の福祉ボランティア保険（災害時特約付き）があります。また、大規模な災害の場合には、その災害を特定した保険が制定されていることもあります。

2 ボランティア活動の際には、受付時に渡される腕章や名札等の「ボランティア証」を身に付けてください。

3 グループで仕事ををお願いする場合には、グループ内でリーダーを決めていただき、仕事の進捗よくや完了時の報告をお願いする場合があります。

4 ボランティアの皆さまには、危険な仕事はお願いしませんが、万一、疑問があれば、作業に取りかかる前にボランティアセンター等にご相談ください。

5 体調の変化や健康管理等は、皆さん各自でご注意の上、決して無理をしないようにお願いします。

6 その他

（その他の留意すべき事項がある場合には記載します。）

ボランティア活動時の服装・持参品等

- 動きやすい服装、帽子、ジャンパー、底の厚い靴、軍手、防塵マスク
- 懐中電灯、雨具（カッパ）、携帯ラジオ
- 飲料水、弁当、ごみ持ち帰り用袋
- タオル、救急用品（傷薬、痛み止め、ガーゼ、救急ばんそうこう等）、ティッシュ、保険証のコピー、小銭、地図、筆記用具、メモ帳

※ 災害の種類・季節等により、必要なものを修正してからこの様式を使用します。

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

※ 令和 5 年 4 月 1 日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第 4 条第 1 項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 3 4 0 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は @7,000 円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第 4 条第 2 項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 3 4 0 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第 2 条第 2 項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第 2 条第 2 項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1 戸当たり 6, 775, 000 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 6, 775, 000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等を利用するための施設を設置できる。(50

				戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型応急住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人1日当たり 1, 230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産の	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上

	みならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)			
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ① 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 ② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3か月以内 (災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6か月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800円 中学生生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から (教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 219,100円以内 小人(12歳未満) 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 一体当たり 3,500円以内 一時保存 ○既存建物借上費 通常の実費 ○既存建物以外 一体当たり5,500円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,700円以内	災害発生の日から10日以内	

輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実費が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
		イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(参考)

○災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号)

第1章 総則

第1条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

第2条 この法律による救助(以下「救助」という。)は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市(特別区を含む。以下同じ。)町村(以下「災害発生市町村」という。)の区域(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。次条第一項において同じ。)内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

第4条 救助の種類は、次のとおりとする。

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
 - 2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - 4 医療及び助産
 - 5 被災者の救出
 - 6 被災した住宅の応急修理
 - 7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
 - 8 学用品の給与
 - 9 埋葬
 - 10 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの
- ② 救助は、都道府県知事等が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者(埋葬については埋葬を行う者)に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。
- ③ 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。